

# 食品安全委員会アレルギーを含む食品に関する

## ワーキンググループ

### (第3回) 議事録

1. 日時 平成30年9月13日(木) 14:00~15:31

2. 場所 食品安全委員会 大会議室

#### 3. 議事

- (1) 平成30年度食品安全委員会の運営計画について
- (2) 評価の今後の進め方について
- (3) その他

#### 4. 出席者

(専門委員)

丸井座長、相原専門委員、穂山専門委員、安達専門委員、今井専門委員、  
宇理須専門委員、海老澤専門委員、斎藤専門委員、森山専門委員

(食品安全委員会)

佐藤委員長、川西委員、堀口委員

(事務局)

川島事務局長、中山評価第一課長、橘評価技術企画推進室長、本堂補佐、下位補佐  
磯村係長、太田技術参与

#### 5. 配布資料

資料1 平成30年度食品安全委員会運営計画

資料2 アレルギーを含む食品の表示に関する表示基準と食品安全委員会による科学的検証との関係について(案)

資料3 アレルギーを含む食品の表示に関する評価の今後の進め方について(案)

参考資料1 アレルギーを含む食品の表示に関する食品健康影響評価指針案(たたき台)  
抜粋

#### 6. 議事内容

○丸井座長 それでは、ちょうど時間になりましたので、ただいまから第3回の「食品安

全委員会アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ」を開催いたします。

少し涼しくなりましたが、先生方にはお忙しい中、御出席、どうもありがとうございます。

本日は、御出席の状況を御覧になっていただくとわかりますけれども、このワーキンググループの専門委員9名の先生方に御出席いただいております。緒方委員、赤松委員、手島委員、中村委員は、本日は御欠席ということになっております。また、食品安全委員会からは3名の委員の方々に御出席いただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料、第3回のアレルギーを含む食品に関するワーキンググループの議事次第がございますので、御覧になっていただければと思います。

また、本日の会議につきましては、今までと同様、開催通知等でお知らせしてありますように、非公開ということで進めさせていただきます。

まず、議事に入ります前に、事務局から本日の資料などの確認をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○本堂補佐 まず、資料を確認させていただく前に、先般、食品安全委員会の委員の改選がございましたので、その御報告をさせていただきます。

7月1日付で、山本委員を除く6名の委員が新たに就任いたしました。本ワーキンググループについては3名の委員が担当委員として出席しておりますので、御挨拶いただきます。

このたび、委員長に再任されました佐藤委員長でございます。

○佐藤委員長 佐藤でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

○本堂補佐 新たに委員に就任されました川西委員でございます。

○川西委員 川西と申します。新任です。よろしくお願いいたします。

○本堂補佐 委員に再任されました堀口委員でございます。

○堀口委員 堀口です。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○本堂補佐 このほか、吉田緑委員が再任され、香西委員、吉田充委員が新たに就任いたしました。

なお、委員長代理には山本委員が着任されました。

続きまして、事務局の人事異動について御報告いたします。4月1日付で、係長の柳澤が異動のため、後任として磯村が着任しております。7月31日付で、評価第一課長の吉田が異動のため、後任として中山が着任いたしました。同じく7月31日付で、課長補佐の下位が新たに着任しております。

中山、下位、磯村より順に御挨拶申し上げます。

○中山評価第一課長 中山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○下位補佐 下位でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○磯村係長 磯村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○本堂補佐 引き続き、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に議事次第、座席表、専門委員名簿のほか、

資料 1、平成30年度食品安全委員会運営計画

資料 2、アレルギーを含む食品に関する表示基準と食品安全委員会による科学的検証との関係について（案）

資料 3-1、アレルギーを含む食品に関する評価の今後の進め方について（案）

資料 3-2、卵の評価書イメージ（案）

資料 3-3、今後の予定（案）

参考資料 1、アレルギーを含む食品の表示に関する食品健康影響評価指針案（たたき台）の抜粋となっております。

配付資料の不足等はありませんでしょうか。過不足等がございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

なお、これらの資料のうち、議事次第、座席表、専門委員名簿、資料 1 につきましては、近日中に食品安全委員会ホームページに掲載されますが、資料 2、3 及び参考資料 1 につきましては非公開といたします。

事務局からは以上でございます。

○丸井座長 どうもありがとうございます。

それでは、本日の議事次第にありますけれども、この審議に入ります前に、本日の議事がどのように流れるかということをおまかに御説明させていただきたいと思います。

本日は、今から 2 時間くらいの予定で行われますが、初めに事務局のほうから、平成 30 年度の食品安全委員会の運営計画について御説明があります。

続きまして、議事の（2）、本日の本題の「評価の今後の進め方について」となります。そこでは、まず前回のワーキンググループで次回以降に整理するという事になっておりました、消費者庁がリスク管理措置として行っている表示基準と、食品安全委員会による科学的な検証、その 2 つの関係がどういうふうになっているのかということをお事務局のほうで整理していただきましたので、それについて説明をしていただく。

その説明に続きまして、前回までのこのワーキンググループにおける議論を踏まえた評価の今後の進め方について、資料にもございますけれども、卵の評価書のイメージ案とあわせて事務局のほうから説明していただく。そして、その説明に基づきまして委員の先生方に御意見を伺うということで、この後進めていきたいと考えております。

最後には、このワーキンググループは今年度、具体的な予定をどのように進めていくかということを確認するという事で、先ほどお話ししましたようにほぼ 2 時間を予定しております。

まず、御報告ではありますけれども、議事（1）、「平成 30 年度食品安全委員会の運営計画について」の説明をお事務局からしていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○橋評価技術企画推進室長 それでは、お手元の資料 1 を御覧ください。

食品安全委員会では、毎年年度ごとにこういった運営計画を定めることとしております。既に上半期も終わりに差しかかっておりまして大変恐縮ではございますけれども、食品安全委員会の各調査会若しくはワーキンググループの年度の初めの開催日にこれを御紹介することになってございまして、本日、この機会をお借りしましてごく簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

2 ページを御覧ください。本年度の重点事項といたしまして、(2) 以降ですけれども、①から⑤の項目が挙げられてございます。例えば①の「食品健康影響評価の着実な実施」でございますけれども、食品衛生法の改正などを踏まえた対応ですとか、新規の評価技術、Read across、(Q) SAR及びベンチマークドーズなどにつきまして、今後の評価への活用の検討を進めるといったようなことが書いてございます。以下、②から⑤についても御覧のとおりでございまして、リスコミ、研究・調査事業の活用、国際協調、あるいは緊急時対応の強化などについて書いてございます。

このページの後に詳細をそれぞれに書いてございますが、本日はこのワーキンググループに関連の深いところのみ抜粋して御紹介したいと思っております。

4 ページを御覧ください。「第3 食品健康影響評価の実施」の項目の「2. 評価ガイドラインの策定等」と、ページの中ほどのところでございますけれども、平成30年度において検討を進める評価ガイドライン、これは評価指針と呼んでおりますものを指してございますけれども、平成29年度中にこの運営計画を議論した時点で検討が予定されていたものについて、その他の評価指針と並んで、アレルギーを含む食品に関する指針についても検討を進めることが記載されてございます。

次に、「自ら評価」の項でございます。5 ページの上の②のところ、本年度中に審議を行うものとして、鉛とともにアレルギー物質を含む食品について、ワーキンググループでの審議や調査事業を行う旨が記載されております。

(3) のところでは、「自ら評価」の結果の情報発信としまして、「自ら評価」が終了した場合には、その結果について丁寧な情報提供を行うといった旨が記載されてございます。

以降のページには、先ほどの重点項目に挙げられておりました研究・調査とかリスクコミュニケーション、緊急時対処、国際連携等々、それぞれの項目の詳細が記載されてございますので、後ほど御参考に御覧いただきますと幸いです。

非常に簡単ではございますが、御説明は以上です。

○丸井座長 どうもありがとうございます。

事務局から、食品安全委員会の今年度の運営計画について御説明いただきました。特に何か不明な点が委員の先生方からなければ、本題に入りたいと思っております。よろしいでしょうか。

議事の(2) が本日の本題ですけれども、初めにお話ししましたように、事務局のほうから、消費者庁がリスク管理を行う、そのために実施している表示の基準、それと科学的な評価を行うという食品安全委員会が行う科学的検証、この2つの関係について事務局で

資料を作ってくださいましたのが資料2です。これをもとに説明をしていただければと思います。お願いします。

○本堂補佐 資料2に基づきまして説明させていただきます。

まず、「1. 経緯」についてです。(1) アレルギー疾患対策基本法に基づく「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」においては、第2(2)ク項に、「国はアレルギー疾患を有する者の食品の安全の確保のため、アレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的な検証を行う」こと、並びに第2(1)項に、「科学的根拠に基づいたアレルギー疾患医療に関する正しい知識を習得できるよう、国民に広く周知する」こと等が定められました。

(2) 食品安全委員会は、平成28年3月に、食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う(自ら評価)対象として、アレルゲンを含む食品を取り扱うこととしました。

(3)、なお、アレルゲンを含む食品に関する表示基準の設定・変更は、消費者庁によるリスク管理措置であり、法令上、食品安全委員会への法定諮問事項ではありません。

そのような現状において、「2. 食品安全委員会による科学的検証の意義」については、以下のように整理されると考えております。

まず、消費者庁における表示品目の検討について、(1) 消費者庁はアレルゲンを含む食品に関する表示の対象品目について、消費者庁による「即時型アレルギーによる健康被害の全国実態調査」の結果をもとに決定しております。この全国実態調査は国内の医療機関のアレルギーを専門とする医師の協力を得て、定期的に3年ごとに実施されるものであり、その結果における発症数、重篤度の状況等を踏まえて、消費者委員会食品表示部会による審議の上、表示の品目が決定されております。

それに対して、(2) 食品安全委員会による評価は、原則として既にアレルギー表示対象とされている品目について、より幅広く知見を収集・整理し、現状で得られる知見の範囲内での科学的な検証を行い、結果を取りまとめるものであると考えております。

(3) 当該検証結果は、食品安全委員会により広く国民に対する食品によるアレルギーに関する啓発及び知識の普及のために活用しつつ、消費者庁にも通知され、表示基準の決定の際に参考とされるものであると考えております。

以上、表示に関連して、消費者庁と食品安全委員会の関係性を整理しましたが、御了承いただけるかどうか、御審議をお願いいたします。

○丸井座長 どうもありがとうございます。

今、資料2に従って御説明いただきましたけれども、アレルゲンを含む食品に関して、表示品目をどのようにするか、削るかとか、加えるかというような決定をしたりする、リスク管理の主体はあくまでも消費者庁だということで、食品安全委員会が消費者庁の決定の前提となるようなことを決めるということではどうもなさそう。それで、消費者庁は消費者庁で検討して、例えば全国実態調査の結果に基づいて、消費者庁の食品表示部会で決定するというので、そういう意味では行政機関として消費者庁がリスク管理、そして

食品安全委員会がリスク評価ということで、一応それぞれ独立してやっているのだということをおそらく資料2で再確認して下さったのだらうと思います。それがこのワーキンググループで何をやるかということとも随分関わっている訳です。

そういう訳で、現在のところ、様々な研究等々、知見がありますけれども、その範囲内で整理することのできる内容をこのワーキンググループ、そして食品安全委員会として取りまとめるということで、それは社会的に知識の普及に使われるということもあるでしょうし、あるいはそれの中のある部分を消費者庁が参考にして利用する、そして具体的な政策に反映させるかもしれないということで、この2つ、つまり表示の基準等々と、食品安全委員会による科学的検証について、この2つが独立だということとはなかなか世の中ではわかりにくいところがありそうなのですけれども、今日御出席の先生方からそれについて確認しておきたいとか、事務局への御質問や御意見がありましたら、ぜひ出していただければと思います。あるいは、今日御欠席の委員から何か御意見があったかどうか、事務局から御紹介いただけますか。

○本堂補佐 御欠席の委員の先生方からは特にありませんでしたので、御出席の先生方から御意見があれば、よろしくお願ひいたします。

○丸井座長 わかりました。ということで、それぞれ食物アレルギーに様々な立場で関わられている委員の先生方から、いろいろ御意見などがおありかと思ひますので、ぜひ忌憚のない御意見を、非公開ですから余りにせず御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

穠山先生。

○穠山専門委員 表示の対象のリスク評価に関しては、消費者庁と食品安全委員会は独立で行うということは理解しました。

ただ、何か新規の食品でアレルギーの頻度が急に高まった場合、例えば茶のしずくの事件のような問題のときに、消費者庁から諮問を受けてリスク評価する、あるいは食品安全委員会が「自ら評価」で評価するということは、ここのアレルギーワーキンググループでやる内容ということでよろしいのでしょうか。

○丸井座長 穠山先生、ありがとうございます。

これは事務局のほうでお答えいただけますでしょうか。

○橋評価技術企画推進室長 御質問ありがとうございます。

「自ら評価」の案件として、新しく表示対象になっていないものについてやるかどうかにつきましては、まず「自ら評価」の対象を決めるプロセスの中でそういうことが上がるかどうかということがございますので、もしやるとなった暁に、まだ、やるという前提ではございませんけれども、そういうふうになったときに、次にそれをどこで審議するかというときに、こちらのワーキンググループということがあるかどうかということですが、まず一義的には「自ら評価」の対象を選定するというプロセスは別にございまして、その中で全く新規の表示対象になっていないものについて扱うべきということになるかど

うかというところが最初のステップでございますので、現段階でスコープに入っていないものについてやるかどうかということについては、考えていない。まずは表示に関する科学的検証というところですので、独立ではあるけれども、既存の表示対象品目をまず考えているというところでございます。

○丸井座長 穂山先生、よろしいでしょうか。

○穂山専門委員 わかりました。

○丸井座長 まずは、このワーキンググループは当面の課題について進めていき、先ほどの御説明があった運営計画の中で、必要ということになったときに、ひょっとしたら議論してくれということが来るかもしれないということなのだろうと思います。その辺の大枠で、今御説明いただいたと思います。

そのほかに。海老澤先生、どうぞ。

○海老澤専門委員 既にアレルギー表示対象とされている品目について、より幅広く知見を収集し、整理するという項目が書かれているのですけれども、食品安全委員会アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループで、例えば本日は参考資料1にアレルゲンを含む食品というところで卵が挙げられているのですけれども、誰が考えてもこれは表示対象であって、ニーズがあって、問題ないなというものを評価していくのか、それとも以前から表示対象になっているのだけれども、これは本当に表示の対象としてずっと維持していくべきなのか、疑問のあるものを評価していくのか。

卵、牛乳、小麦なんていうのは、エビデンスを集めようと思えばたくさん集められて、ただ、今まで今井先生と一緒にやってきて、過去のモニタリング調査でも出てきていないものを実際に評価してみて、それを消費者庁が見て参考にしてくれたらすごくいいなと思ったりするのですけれども、そういう仕事の仕方というのもあるのでしょうか。

○丸井座長 ありがとうございます。

今、海老澤先生から、ある意味では今まで余り想定していない新たな仕事でもあるかと思えますけれども、既にあるものだけではなくて、そうでないものについても。

○海老澤専門委員 いや、あるもの。表示対象なのだけれども、実際には厚生労働省が決めたときに一度表示対象としているのだけれども、その後、今井先生とやってきたモニタリング調査で余り出てきていないのだよなというものについて、実際に評価し直して、どうなのかなというのをこの委員会で解析して、それを例えば消費者庁が参考にするというような仕事の仕方がありますかというのが質問です。

○丸井座長 わかりました。当然あるだろうというものでなく、対象になっているけれども、別の言い方をすると、本当にエビデンスがあるのかということを確認するというような仕事も、食品安全委員会のほうで、あるいはこのワーキンググループで将来的には考えることが必要なのではないかという御意見でもあったと思えますけれども、それはどうでしょうか。事務局のほうで何か。お願いします。

○中山評価第一課長 基本的には、ここの食品安全委員会の務めとしては、科学的評価を

行うというところが原則でありまして、そこでまずは既存の表示対象になっている品目を対象として、どういった科学的知見がまとめ得るのかというところをまず一歩進んでみようというのが現段階だと思います。

そういったことがどうできるかということの延長線上に、将来どういうふうに進むべきかというところにはあり得るかもしれませんが、今の時点でまだそこは何ともこうしますという話にはできないかなという状況かと思っています。

○丸井座長 どうぞ。

○海老澤専門委員 私が申し上げたことは、表示対象になっているものについて、今、27が対象になっていますけれども、その中で、例えば本当にこの委員会としてやってあげると、消費者庁のほうが見て、なるほどなと思えるようなものを出していくことが、逆に言うと、この2つの間の連携で、今日の整理していただいた話からすると、当たり前にもう絶対的に表示しなければいけないようなものについて、今の時点でエビデンスをまとめていくというのも一つの仕事なのかなと私も思うのですけれども、それは今の段階でのエビデンスであって、時間がたてばまた変わってくる話で、しかし、過去20年近くこの表示制度というのをやってきたときに、いつも行政の中でずっと変わらないで、例えば、これはどう考えても加工品に余り入ってこないよなというものも挙げている訳ですよ。そういうものも実際に加工品としてどれぐらい表示対象として意義があるのかということ、こういうワーキンググループで調べてみたり、そういうことをやっていると、非常に役に立つようなデータが出てきて、当たりのことを当たりにまとめていくことの重要性ももちろん私は認識しているのですけれども、そういうような、本当に日本国内で流通がどうなっていて、実際にそれが表示対象となっていくのかとか、そういうことも調べていくということも非常に重要なのかなと思ったものですから、発言させていただきました。

○丸井座長 どうもありがとうございます。私も重要だと思います。

どうぞ、堀口先生。

○堀口委員 海老澤先生に大変お世話になって、気持ちは同じです。それで、食品安全委員会のほうでは、ハザードを評価していくに当たり、農薬も一個一個評価していますけれども、評価のガイドラインというものを明確にして評価をしていくという、こちらのやり方があって、そのときに私も本当に27品目を見ながら、これってどうなのかなと思う品目が幾つかあるのですけれども、リスク評価をするときに、必要な研究結果であったり、いろいろな国の報告書であったり、資料が十分に整っていないものについては、食品安全委員会ですら、例えば微生物のノロウイルスとかカンピロバクターについてはまだリスク評価ができていない状況です。これだけ皆さんが知って、リスクがあるとわかっているけど、リスク評価ができていない状況もあります。

それで、この運営計画にも書いてあったとおり、どういう具合にリスク評価を進めていくのかというところのやっとなら土台に立てたかなと。当時、海老澤先生や今井先生が頑張って調査をやってくださっていたときは、食品安全委員会もまだできていなかった。ここは

平成15年にできた組織ですので、逆に言うと、リスク管理機関が先にこういうリスクを避けていこうというところでスタートした制度だと思っております。

なので、リスク評価をきちっとやっているという、15年以上遅れてやっとステップを踏み出したというところなので、ガイドラインができるのかもよくわかりませんが、こういう形でリスク評価をしていくというところを、これまで表示などに関わっていただいた先生方を含め、皆様方の知見を出していただいて作っていただければ、どうだろうねと思っている品目についても、どのような研究が必要で、どのような資料が集まってくればリスク評価ができるのかというところに着地点が見つかっていくかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○丸井座長 御意見、ありがとうございます。

私も海老澤先生のお話のように、珍しいというか、余り研究されていないものについて、一体それがどうなっているのかということを中心に科学的に検証することは非常に重要なことだと思います。

それは研究として必要なことで、今回、恐らくこのワーキンググループでやろうとしているのは、どちらかというと、まずはジグソーパズルでいうとピースがたくさんあるものをどういうふうに埋めるのか、まずそちらのほうから、変な言い方ですが、やり易いほうからきちんとピースを埋めるということをやっていき、そして恐らくピースが非常に少ない、そういう食品がたくさんある訳ですけども、そういうものについて、ではピースが少ないのをこの先どのように進めていったらいいかということ、この先、議論できて、あるいは検証していくための第一歩として始めていく。その先に、先ほどの海老澤先生からのお考え、あるいは御提案のようなことを当然すべきだと思っております。それは多分このワーキンググループの親の食品安全委員会のほうが、例えば個別の研究として進めるということもあり得るかもしれないと思います。

先ほどの事務局からのこの議題での御説明のように、正直、まずやれるところから一歩だけ進んでみようというような気持ちかなと思っておりますが、それぞれ御意見があるかと思っておりますけれども、先生方、いかがですか。

宇理須先生、どうぞ。

○宇理須座長代理 一つ、卵とか牛乳は恐らくエビデンスが十分あるだろうと我々は思っている訳ですけども、それを一回整理してみるというのも、第一歩とおっしゃっていただけますけれども、まずそうだと思います。そうすると、評価というのはこういう項目をこういうふうに並べるのだよみたいなモデルが一つできると、割合にイメージができると思うのです。では、その他のものに取りかかるかどうかは先の話かもしれませんが、資料を集めてみたら、ピースとおっしゃいましたが、まさにそうだと思うのですけれども、とても埋まらないよねと。そうすれば、埋まらないということを示すことでも意味があるのではないかと、そういう埋まらないものをどう評価したらいいかという次の考え方が出てく

るのではないかと思いますので、まずはやり易いといいたししょうか、多分できるだろうと思われるものをきちんとまとめてみると、一つのモデルになるのではないかと私は期待しています。

ぜひ、そういったその他にも、同じ評価は難しいかもしれませんが、どういう表現をするかはまた検討しなければいけないでしょうけれども、取りかかってはいただきたいとは思っています。

○丸井座長 宇理須先生、ありがとうございます。

今井先生、どうぞ。

○今井専門委員 最初、これを一読していただいた時点では、リスクという言葉、文章でも真ん中に出てきますけれども、これも消費者庁のリスク管理措置のことであって、この中にリスクという言葉が一つもないので、これはリスク管理に関することというよりも、全般的な知識の収集、整理で、それをまとめるというところなのかなと思って伺っていました。

今、堀口先生はリスク評価ということを何度も口にされていたと思うのですがけれども、そうすると、これは結局リスク評価のために情報収集、知見収集、整理をして、科学的な検証を行うのかなと、ちょっと伺っていて、この検討の最終的なのかもしれないですが、目的はやはりリスク評価なのかどうか、その辺を御確認していただきたい。

あと、揚げ足をとるようであれですがけれども、先ほど橘室長も表示に対する科学的な検証というふうにおっしゃったのですが、科学的な検証も表示に対することを意識した科学的な検証を行っていくのかどうかというのを確認させていただいて、そうではなくてもっと幅広く、鶏卵なら鶏卵に関する現状の情報を一つまとめるだけで今回の検討はおさめるのかということを確認にさせていただければなど。

○丸井座長 事務局、よろしいですか。

○橘評価技術企画推進室長 御質問、ありがとうございます。

先ほど、まずリスク評価なのかということと、表示というものをどう扱うかということについて、後ろのほうからのお答えで恐縮ですが、まず、私が表示に関する科学的検証と申しあげましたのは、そのように今までアレルギーの基本的指針におきまして、先ほどの資料2の(1)ですが、先ほどの資料2の(1)ですが、「表示等について科学的な検証」と書いてございましたので、それを引用した形ですが、実際、現在考えておりますのは、既に表示対象となっている品目に関して、我々、表示の是非を答えとして出すものではなく、その対象品目になっているものについて、事後的に科学的な検証を行って、それは結局、表示するかどうかの検証というよりは、その対象品目に関する集められる知見を整理することになってきますので、表示をするかしないかを科学的に検証するという意味ではなく、こちらの指針ではこのように書いてありますけれども、我々が今考えているやるべきことというのは、その対象品目になっているものを扱いながら、やること自体は科学的に言えることを整理するというところなので、出口を表示するイエス・ノーではありません

ということが1つ。

では、リスク評価というものをエンドポイントに置いているのかについては、厳密にリスク評価、リスクは高いとか低いとか、そういったところを結論として述べるところまで行けるかどうかというのは、検討してみないとわからないと思いますけれども、後ほどこの評価書案の項目案など、この議事の後ろのほうで御相談することにも関係してきますけれども、今言えるところまで書くということなので、それが他のリスク評価、我々がやっていること、例えばADIを出しているとか、そういったものと同じレベルまでのリスク評価までは当然今行ける段階にないのかもしれないと考えております。そういった意味で、食品安全委員会はリスク評価機関なので、広くとればリスク評価なのですけれども、このアレルギーに関しては、リスク評価というふうに普通の他のハザードと同じレベルでは言えないだろうと考えています。なので、科学的に言える結果を取りまとめるという書き方になっています。

○丸井座長 今井先生、どうぞ。

○今井専門委員 そうであれば、今回は常にリスク評価のことを考えながら検討する必要はない。つながっていくのはありかもしれないけれどもということでもよろしいですかね。

○橋評価技術企画推進室長 そうですね。リスクは何々が高いとか低いとかができれば、それができるにこしたことはないですけれども、本当に定性的な、一定程度とか、そういったこともしれません。なかなか定量的なところまでは当然行けませんし、定性的といっても、すごく詳しいことまでは言えないかもしれませんので、まずは後ほど御議論いただく項目に沿って整理してみるというところからだと思います。それで、まとめとして何が言えるかをまさにこのワーキンググループで御議論いただきたいと考えてございます。

○丸井座長 どうぞ、相原専門委員。

○相原専門委員 評価する対象として表示されているものというのはわかったのですが、卵は交差反応を起こしますね。まとめていくときに、例えば鶏卵のアレルギーがあっても、ウズラのアレルギーとか、ダチョウの卵とか、いろいろものが出ていますけれども、そういう交差反応を起こすアレルゲンについても幅広く対象として考えていくものなのかというのを教えていただきたかったのです。

○橋評価技術企画推進室長 後ほど、卵の評価書案のところでも御議論いただくことになるかと思いますが、例えば卵ということでは、食用の鳥卵を考えていますけれども、エビデンスを集めてきたときに、鶏だけではなくて、アヒルとかウズラといったものについて論じることが妥当なのかということは、実際に集めたエビデンスをもって、先生方に評価書を具体的に御議論いただく中で御検討いただきたいと思っております。

○丸井座長 ありがとうございます。

そのほか、特に御意見はございますでしょうか。既に御意見も出たことがありますけれども、今まで食品安全委員会が扱ってきた、例えば添加物とか農薬という種類のハザードについてのリスク評価、そういうやり方が食物アレルゲンについて同じように適用できる

かというところがかなり難しいかもしれないということで、そういう意味ではリスク評価という大きい目標はあるけれども、食物アレルギーに関してどの辺まで近づけるかというのがこのワーキンググループでの仕事の一つなのではないかと感じもしているところです。

それで、この後、次の資料で事務局のほうから説明していただきますけれども、資料2についてはひとまず置きまして、この次は事務局のほうから、「アレルギーを含む食品に関する評価の今後の進め方について（案）」と、その先、3-2で「卵の評価書イメージ（案）」というものが資料としてございます。これに基づいて事務局のほうからまず説明をしていただいて、それでまた先生方に議論を進めていただければと思います。

では、説明をお願いします。

○本堂補佐 資料3-1「アレルギーを含む食品に関する評価の今後の進め方について（案）」に基づきまして御説明いたします。

「1. 背景」についてです。1つ目の○は、資料2の御説明の繰り返しになりますけれども、食品安全委員会は「アレルギー疾患対策基本法」に基づき策定された「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」により、アレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的な検証を行うこととしております。

そのために、2つ目の○、平成29年度食品健康影響評価技術研究「アレルギー物質を含む食品についてのリスク評価方法の確立に関する研究」報告書、こちらは斎藤専門委員が主任研究者となっていていただいているものですが、こちらにおいてはアレルギー患者におけるアレルギー誘発性の評価を対象とした評価指針のたたき台が作成されました。

なお、たたき台の概要につきましては、第2回ワーキンググループで配付したものに最終報告書に基づく最後の修正を加えまして、本日は参考資料1として配付しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

資料に戻りまして、3つ目の○ですが、その後、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ第2回でのたたき台に基づく議論や、その後の検討等において、主に以下の点についておのおの意見が述べられました。

①対象集団について。国民全体を視野に入れると、今回の評価の対象集団となるアレルギー患者集団に加えて、感作済みの未発症者及び未感作の集団も存在することを念頭に置き、それらの集団との関係を整理する必要があるのではないか。

②知見が十分に得られていない等、現状の評価の限界についても御意見がございました。具体的には、1つ目、複数のアレルギーコンポーネントを一つ一つ評価していくのは重要だが、現時点では一部のアレルギーに関する知見しかなく、アレルギー間での比較を含め、困難ではないか。2つ目、例えば加工食品中に含まれるアレルギーの摂取、すなわち見えなくとも露も考慮すべきであるが、症状が惹起される摂取量のほか、アレルギーを含有する加工食品等の範囲、アレルギーの含有量、加工食品等からの摂取量についての報告は、国内外でともにほとんどない。その他、疫学、重症度の評価項目についても、現時点では知見が限られているという御意見でございました。

なお、出された御意見を分野ごとに整理しましたものは、3ページ以降の別紙に添付しております。

続いて2ページ目に参りまして、「2. 今後の進め方について（案）」です。先ほど、資料1に基づき橋から説明がありましたように、昨年度末に策定された運営計画においては、たたき台をもとに引き続き評価指針を策定することとされておりました。しかしながら、1つ目の○にありますように、たたき台においては主要な評価項目が網羅されていると考えられたこと、また、2つ目の○にありますように、品目によって各評価項目の重要度が変わってくるだろうということを踏まえると、評価指針の策定を優先するのではなく、まずはたたき台を参考に具体的に卵の評価書案を作成することとしてはどうかと考えております。卵の評価書のイメージについては、後ほど資料3-2で御説明いたします。

なお、運営計画のほうは、昨年度末に当時の認識に基づいて策定されたものでありまして、その後の御議論を踏まえて変更になるということは特に問題ないと考えております。

3つ目の○に参りまして、卵を含め、今後の個別の品目の評価書案の作成に当たっては、以下のとおりとしてはどうかと考えております。①評価の対象集団を既に個別の品目に対するアレルギー症状を発症したことのある患者とする。②現時点で入手可能な科学的知見を分析・整理する。アレルギーによる感作に関する科学的知見も内容に応じて参考とする。③まとめとして、当該個別の品目の摂食により惹起されるアレルギーを総合的に評価する。先ほどもお話がありましたように、食品安全委員会がこれまでに行ってきたような定量的評価は難しいところがあると予想され、定性的なものに傾かざるを得ないと考えております。④なお、評価の最終的な取りまとめに際しては、「現時点における科学に基づくもの」という条件を付し、その裏返しになります。今後の研究課題を付記することも考えられる。⑤たたき台の評価項目については、ワーキンググループにおいて、今後、評価書案を御審議いただきながら、引き続き確認・精査する。

以上、評価の今後の進め方についてこのように整理いたしました。御了承いただけるかどうか、御審議いただきたいと思っております。

続いて、資料3-2に参ります。「卵の評価書イメージ（案）」でございます。

基本的にはたたき台の項目に沿って事務局のほうで入手できた知見を整理し、必要に応じて序文や導入説明を足して評価書を作成することを考えております。今後、事務局より評価書案をお示ししますので、具体的に知見や評価項目の過不足について御審議いただくのは、評価書案に基づいて次回のワーキンググループ以降と考えております。

項目ごとの記載事項について、少し具体的に御説明したいと思っております。Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとありますけれども、Ⅲ項には各論部分として「卵アレルギーに関する知見」を記載いたします。（1）においては、たたき台に基づく評価項目①から⑥に沿って、項目ごとに一般的な導入説明をした上で、卵に関する知見を整理することを考えております。

今後、事務局より評価書案をお示ししますので、これまでに収集された各知見のどれを実際に評価書に記載するのか、さらに追記が必要な知見があるのかといったところについ

ては、今後のワーキンググループにおいて御議論いただきたいと思っております。

(2)の「まとめ」には、整理した知見の要約を記載し、可能であればさらに卵のリスクの程度、今後の研究課題等について記載することを考えております。卵のリスクについてどのような記載が可能かについては、今後のワーキンググループにおいて御議論いただきたいと考えております。

Ⅲ項が各論部分だとしますと、Ⅰ項の「はじめに」、Ⅱ項の「食物アレルギー疾患について」は序論若しくは総論部分と言えるかと思えます。特にⅡ項には、各論部分の内容理解のために必要と思われる個別の品目によらない品目横断的な、基礎的な内容を記載することを考えております。

「Ⅰ. はじめに」の(1)経緯の項には、表示制度の歴史的経緯や現時点での表示対象品目についてごく簡潔に記載するとともに、食品安全委員会において「自ら評価」の対象としてアレルゲンを含む食品を取り扱うことになった経緯や趣旨、表示等の科学的検証の内容について、資料2を踏まえて記載することを考えております。

(2)対象とするアレルギー疾患の範囲につきましては、たたき台で提案いただいているとおり、即時型アレルギー反応、いわゆるIgE依存性アレルギーに限定する旨を記載することを考えております。

「Ⅱ. 食物アレルギー疾患について」の項には、(1)IgE依存性アレルギーの発生機序、(2)臨床症状を記載しまして、(3)診断及び予防の項目には、現在、専門家の中でコンセンサスのとれている範囲内で、診断基準や、原因となる食物を特定後に必要となる発症予防に関する管理の方法について記載することを考えております。(4)個人差、環境因子等の項目には、アレルギー反応の個人差、個体内変動について、報告されている各種要因、環境因子等について記載することを考えております。(5)その他の項には、その他評価書の理解のために必要と考えられる事項を記載することを考えております。

以上、卵の評価書のイメージについて御説明いたしました。概要を御了承いただけるかどうか、御審議をお願いしたいと思います。

○丸井座長 事務局からの御説明をいただきました。どうもありがとうございます。

ただいま御説明いただいた内容は大きく2つ、資料3-1と3-2に分かれていると思います。本日のメインの議事が「評価の今後の進め方について」という(2)ですけれども、進め方というのは日程等ではなく、内容的にどのように進めていくかということで、恐らく当初このワーキンググループがつけられたときのミッションは、冒頭の計画の御説明の中にもありましたが、評価のガイドラインをつくるということが大枠のミッションとしてあったと思います。しかし、先ほどもお話ししましたが、従来の例えば農薬とか食品添加物のような場合にはかなりきっちりとしたリスク評価が可能で、そのための評価指針、先ほどの御説明だと評価指針、ガイドラインをまず大枠をつくり、そして例えば農薬全体についての評価指針を作って、それぞれの個別の農薬について評価書を作っていくということで、評価指針は全体にかかるガイドラインであり、それから個別の品目について評価

書を順番に一つずつ作っていく。いわば大きいほうから個別にというのが今までのやり方であったのだらうと思います。ですけれども、先ほどの資料3-1に基づいて御説明いただいたのは、食物アレルギーに関しては、全体的な大枠のガイドラインを優先するよりは、しばらく前の議論でも出ましたけれども、むしろ個別品目の具体的な評価書を、恐らく最もやり易い卵から入って、先ほど私が言いました例で言えば、ジグソーパズルのピースの多いものでまず評価の手順あるいはやり方、流れ、そういったものを一通り作ってみて、そして経験を積み重ねていって、うまくすれば、先ほど今井先生からのお話にもありましたが、リスク評価につなげていくような、どちらかという、積み上げの第一歩という形で評価書を、資料3-2にありましたが、そういうものを先に作っていったほうがいいのではないかとというのが先ほどの御説明でした。従来のリスク評価、あるいは食品安全委員会のやり方を変えてやってみようではないかということになるのだらうと思います。

いずれにしても、食物アレルギーについては、従来の他のハザードに比べてリスク評価は難しいというのが委員の先生方、皆さんが持っていられる実感だらうと思いますし、そういうことで、先ほど事務局から説明がありましたように、現状で得られる科学的な知見を全部というか、できるだけ整理して、そしてまだわからないピースもある、こういうものもわからないということをはっきりと明かにして、これからのリスク評価に向かっていくということで、それがあがる意味でわからないことがわからないというのが科学的なのではないだらうかということもあろうかと思えます。

そういうことで、資料3-1が全体的な進め方、資料3-2はそこでまず手始めにやることということで例示をしていただいていると思います。

先ほども聞きましたけれども、この資料3-1、3-2について、欠席の委員の先生方から何かコメントがございましたでしょうか。

○本堂補佐 資料3-1に関連して、赤松委員、手島委員より、「卵」以降の品目の評価の進め方はどうなるのかという御質問がございました。今までも少し話題にはなりましたが、これにつきましてはワーキンググループにおいて、まずは卵の評価書案の審議を進めることになるだらうと思いますが、それ以降の品目の評価の進め方につきましては、調査事業を活用しながら、事務局が収集している「乳」などの知見の収集状況を御報告しながら、今後ワーキンググループにおいて御検討いただきたいと考えております。

以上です。

○丸井座長 どうもありがとうございました。

そういうことで、まずは資料が2つありますけれども、大枠の資料、3-1につきまして、委員の先生方から御質問とか御意見、それから追加、参考資料1に斎藤先生が中心に作っていただいた、いわゆるたたき台がございまして、これを十分活用しながら進めていくということで、それぞれの先生方から御意見を。

まず斎藤先生、どうぞ。

○斎藤専門委員 事務局から事前に御説明を受けていますので、卵の評価書イメージ、評

評価書に入れるべき項目に関してはこれで網羅されているように思ったのですが、先ほど読んでいてちょっと気がついたのは、Ⅲの（１）のところ、④のアレルゲン性に関してはかなり細かく項目立てされているのですけれども、②有病率等が発症率とか有病率ということのほか、感作の率とか、そういうのも含んでいるのであろうとは思いますが、エコチル等の大規模調査と東北の３世代コホートでも、感作率に関しては非常にバイアスの少ない良質なデータがこれから出ることが予想されるので、これは含んでいるのだと思うのですけれども、アレルゲン性でこれだけ項目立てしているのであれば、それも項目立てして書いたほうがよろしいのではないかと思いました。

以上です。

○丸井座長 ありがとうございます。

今の斎藤先生の御意見は資料３－２のほうですね。１から当然出てくる話ではありますが、もう少し項目立てをされたほうがいいのではないかと。これからのこのワーキンググループでの作業に非常に関わってくる大事な点だと思います。

また、ちょっと戻りまして資料３－１、大枠としてガイドライン、指針をつくるのではなく、まず評価書の具体例を作ってみて、そこから手をつけていくのではどうかということと、その他、資料３－１は対象集団について、アレルギーの患者集団というので、この対象はどこまでを患者と言うのか、あるいは今回の評価書で対象とする、物ではなくて人のほうは一体どの範囲かということも、どこかで恐らく表現していくことになると思います。そのあたりのところも含めて、今日は疫学関係の先生方はお休みですけれども、委員の先生方から特に資料３－１のほうで、これからの進め方、次回以降のワーキンググループでやることが決まってくるので。

相原先生、どうぞ。

○相原専門委員 ３－１の３つ目の○の②アレルゲンコンポーネントについての部分ですけれども、その話もしてよろしいですか。対象者ではないのですけれども、「アレルゲン間での比較を含め、困難ではないか」となっているのですけれども、物によってははっきりと危険なアレルゲンコンポーネントとそうでないものがかかなり知見として得られていますので、初めからアレルゲンコンポーネントの解析はしないというふうに切り捨てているのかどうかははっきりしなかったのですが、物によっては非常に重要だと思いますので、それこそ花粉感作で起こす食物アレルギーは割と軽症な口腔アレルギー症候群が多いですけれども、同じ食物、果物でも消化管感作のもの、経皮感作のものは非常に重症な症状を出すこともありますので、そこはしっかり評価していったほうが良いと思います。

○丸井座長 ありがとうございます。

事務局のほうから。

○橋評価技術企画推進室長 御指摘の資料３－１の１ページ目の下の②のところは、前回までにいただいた御意見を抜粋して述べていることをごさしまして、困難であるのでやらないということではなくて、今まで御指摘いただいたところをサマリーにしているのが１

ページ目でございます。今後の進め方についてというところは、2ページ目になってございます。

具体的に感作経路によってどのように症状が変わるかとか、コンポーネントについて特記すべきものを特記するということにつきましては、卵の評価書のイメージのところを書いているアレルギー性のところのドラフトを作って御議論いただく際に、集めているエビデンスの中で何が足りないか、何を削るべきか、そういったものを御議論いただくときにぜひとも御意見をいただいて、そういった情報も取り込んで議論の俎上に乗せるようにしたいと思います。

○丸井座長 どうぞ。

○相原専門委員 それはそれで了解したのですが、質問なのですが、3-2の資料の御説明のときに、「卵アレルギーに関する知見」のところ⑤摂食量というのがあるのですが、これは何を意味しているのかがわからなかったもので、それを教えていただきたい。

その下に、閾値と一回摂食量の比較というのがありますので、食べる量というのは、どういうものをイメージしてこの項目立てになっているか解説をお願いいたします。

○橋評価技術企画推進室長 これは既に研究班から出されているたたき台の項目をそのまま引用してございます。お手元の参考資料1のパワーポイントの資料のスライドの20ページ目を御覧いただきますとわかるのですが、研究班のたたき台の中で提案されている一つの指標でございます。摂食量というところは、ここに書いてあるとおりでございますけれども、日本での国内の摂食の実態について扱っているところでございまして、⑥の一回摂食量との比較というところは、今までいろいろところで報告されている閾値の中から代表的な閾値を持ってきて、それを1回の摂食で含まれる当該食品のたんぱく量と比較してはどうかという提案の項目です。これをそのまま全部データがあって載せられるかどうかというのは、これからドラフトを検討する際に御検討いただくのですが、こちらではたたき台の項目を引用しております。そのたたき台においてそれぞれ意味するところはこちらのスライドのとおりでございます。

○丸井座長 よろしいでしょうか。

今、お話があった摂食量は食物アレルギーについては非常に大事なところでもあって、例えばアメリカではピーナッツが非常に大きい問題だけれども、日本では、もちろん問題だけれども、アメリカほど大きくないというのは、ピーナッツそのものの摂食量が違うということもあると思いますので、そういう食物摂取の実態とか食文化、そういったものがこの⑤の摂食量のところには反映されてくるのであろうと思います。

そのほか、いかがでしょうか。特に資料3-1の2ページ目に、これからの進め方、具体的に幾つかの項目が挙がっております。それを片方の目で見させていただいて、同時に資料3-2のところも少し見ていただくと、今後の進め方ということで、特に大きく評価書を先につくるということでもいいかどうかということと、その評価書を作っていくときに、今も少しお話がありました。①から⑤までを考慮していきたいというのが事務局からの御提

案であった訳なので、そのあたり、もうこのとおりに進めていこう、あるいは、ここはもう少し考えたほうがよいというところがあるようでしたら、コメントをぜひいただければ。

宇理須先生、どうぞ。

○宇理須座長代理 もとに戻って申し訳ないのですけれども、卵とするのか、鶏卵とするのかという議論はあったような気がしますけれども、これは卵で行こうというふうになったのでしょうか。

卵と言うと、広い意味の卵もあれば、私たちが日常生活で使う卵だと鳥の卵ですけれども、そういう意味で卵でいいのではないかとなったのか、あるいは恐らく鶏卵ですよ。鶏卵と、もっと限定した言葉にするのか、その辺は議論はもう済んだのですか。

○丸井座長 まだ議論していないと思います。先ほど、相原先生からも、ウズラの卵とかダチョウの卵というお話がありました。

事務局、どうぞ。

○橘評価技術企画推進室長 ワーキンググループでは、それについて厳密にどこまでの範囲にしようという御議論はまだこれからです。

○宇理須座長代理 恐らく卵の評価書は鶏卵ですよ。そして、交差のあるような鳥の卵まで広げるかどうかという話はあると思うのです。

○橘評価技術企画推進室長 ワーキンググループの場でそれを具体的に確認して、先生方に御同意いただくというプロセスはまだ行っていませんが、事務局で考えているのは、主に一般的にみんなが食べる鶏卵のイメージです。

○宇理須座長代理 鳥というか、鶏ですよ。

○橘評価技術企画推進室長 そうですね。鶏ですね。

ただ、交差なんかで扱うべきものがあれば、メインは鶏の卵だとしても、知見の中に入ってくるものはあると思います。例えば魚卵とか、そういったものは対象としては考えてはおりません。

また、具体的にドラフトを示す際にそのあたりも御議論いただいて、最終的には確認をしたいと思いますが、今のところは鶏をメインに置いて、周辺の取り込むべきものについて、もしかしたら掲載するかもしれないというような認識でおります。

○宇理須座長代理 そうであれば、ここは「鶏卵の評価書のイメージ」のほうがいいのかと思うのです。

○橘評価技術企画推進室長 ありがとうございます。そのようにいたします。

○丸井座長 どうぞ。

○安達専門委員 鶏卵か鳥卵かという話題が出ているので、先ほどから気になっていたことを一つ申し上げたいのですけれども、評価書イメージ(案)のほうですが、「はじめに」の経緯のところ、たしかアレルギーの表示成分についても記載をしていただけたというお話が最初にあったかと思うのですけれども、表示制度においては卵の範囲は食用鳥卵全般ということになっていて、鶏卵だけではないのです。

評価書イメージの下のほうにあります、(1)の④アレルギー性のところに交差反応性がありまして、それも先ほどからお話に出ていましたので、ぜひ評価書の中のどこかに、表示についての御説明のところがいいかと思うのですけれども、現在の表示制度で卵の範囲はどうか、あるいは小麦であれば、外国ではグルテンを含む穀類なのですから、日本では小麦だけであるというような実情がありますので、その辺も記載していただけるといいのではないかと思います。

○丸井座長 それぞれの御意見、ありがとうございます。鶏卵がよいのか、卵としておいて、少しそれについて注をつけるようなことがよいのか、あるいは別の表記をするか、その辺のところも、最終的にこの評価書を作っていくとすると、最後のところで看板をどうするかというのは議論になるところだと思いますが、非常に大事なところではあると思いますので、御意見、いろいろありがとうございます。

それに関して、あるいは他の立場から、それぞれ御意見をいただけますでしょうか。どうぞ。

○森山専門委員 今のお話とも関連するのですけれども、以前も少し議論されたかもしれないですけれども、評価書の中に出てくるいろいろな言葉、専門用語とか、今の卵の定義とか、あるいは感作とか惹起、あるいは交差反応性とか交差抗原性、そういった専門の言葉の説明とか定義みたいなものを最初のほうに入れておくことはいかがでしょうか。入っているのかもしれないですけれども。

○丸井座長 ありがとうございます。

斎藤先生、たしか研究班のたたき台の報告書には用語についての説明があったように思いますが、先生のお立場でそれについてお話しいただけますか。

○斎藤専門委員 用語の説明ですか。

○丸井座長 今日の資料にはありませんけれども、報告書自体にはついていたように。

○斎藤専門委員 ついています。

○森山専門委員 それを評価書の中に入れ込むのかどうかということをお聞きしたいのです。

○斎藤専門委員 入れ込むべきだと思います。

○森山専門委員 そうすると、「はじめに」のところか、あるいは2番目のところか、どの辺に入るのかなと思いました。あるいは、前のゼロ番のところに入るのか、ちょっとわからないですけれども。

○丸井座長 斎藤先生の研究班ではどうでしたか。最後にまとめてありましたか。私は思い出せないのですけれども、glossaryのような形で並んでいた。どこにあったか。でも、いずれにしても。

○橋評価技術企画推進室長 用語につきましては、評価書案のドラフトを先生方に御議論いただく際に、その都度、中心的なずっと通して必要なものは最初のほうかもしれませんが、出てくるものをきちんと御議論いただけるように提示して、最後の評価書では、それ

を最後にまとめるのか、中間にまとめるのかは、またボリュームなどを見て御相談ですけれども、最低限評価書を理解するのに一般の方が読んでわかるようなものという趣旨でまとめたいと考えております。

○丸井座長 ありがとうございます。

たたき台に既にそういう項目がありましたので、それは大事に使っていきたいと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。進め方についてということで、資料3-1の2ページ目、大体このような進め方でよろしいでしょうか。これについては次回以降のワーキンググループの作業にも関わってきますので、このような進め方ということです。

それと、既に大分コメントもいただきましたが、資料3-2、卵の評価書のイメージですけれども、これは御欠席の委員から何かコメントはありましたでしょうか。

○本堂補佐 資料3-2につきましては、特に欠席委員からコメントはございませんでした。

○丸井座長 わかりました。

先ほど、斎藤先生のほうからアレルゲン性のところはやや細かいけれども、他のところがまだ十分できていない様子だということも指摘がありました。先ほどの3-1、今後の進め方に基きますと、この評価書のイメージは項目だけですけれども、これを研究班のたたき台をまた参考にしながらこの項目を埋めていくというのがこれからの基本的な作業になるのではないかと思います。

どうぞ。

○斎藤専門委員 先ほどの件です。指針のたたき台案を見ますと、第1章「総則」の「背景」に続いて、第2の「定義」に書かれております。即答できず、申し訳ございません。

○丸井座長 確かにイントロダクションの後にありました。ありがとうございます。

戻りますが、資料3-2をもう一度見ていただいて、Ⅰが序論で、Ⅱが総論。恐らくⅠ、Ⅱのあたりは、例えばその先、個別の食品の品目の評価書でも恐らく共通に使われていく部分、そしてⅢは、先ほど来の事務局からの説明、そして幾つかのコメントがございましたけれども、これを詰めていくということをして、そして恐らくこの(2)のまとめのところに現時点での知見、そして将来的に例えばどのようなリンクを埋めていくと、より科学的なリスク評価が可能になるというような展望のようなものも入ってくるのかなと思う。難しいところではありますけれども、恐らく3-2のように実務的な部分と少し議論が必要な部分というのがこれからの作業になりそうな気がしております。

もう一度3-2を見ていただいて、何か気になるところはございますでしょうか。恐らく事務局のほうで、既に卵について資料が集められていますので、それをもとに少し埋めていってくださると思うので、それをもとにまた委員の先生方にはコメントいただくことにはなるとは思いますが、枠組みとして今の段階で何かこれをというようなことがございましたら。よろしいでしょうか。

それでは、先ほど資料3-1と3-2を使って事務局のほうで今後の進め方、そして出来上がりではないのですが、大枠のイメージを説明していただきまして、このような形でこれからのワーキンググループを進めていくということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○丸井座長 どうもありがとうございます。

では、今日はかなりスムーズに進んでおりますが、この資料3-1、2のような形で進めるとすると、具体的にどのように開催して何をしていくかというのが残りの今日のテーマになると思います。今後の具体的な日程を含めた予定について、事務局のほうから説明していただけますでしょうか。お願いします。

○本堂補佐 続いて、資料3-3「今後の予定(案)」について御説明いたします。

今年度中に予定しておりますのは第4回から第6回のワーキンググループですが、こちらでは議事に該当する部分の評価書案を御用意し、パーツごとに先生方に御審議いただきたいと考えております。

議事は、資料3-2の「卵の評価書イメージ(案)」より引用しておりますが、たたき台の項目に沿って順に、第4回ワーキンググループでは「因果関係」「有病率等」「重症度」の項目について、第5回ワーキンググループでは「アレルギー性」等の項目について、第6回ワーキンググループでは、「はじめに」「食物アレルギー疾患について」「まとめ」の項目についてとすることを考えております。

各回で出された御意見をもとにまとめ直しました評価書案全体につきましては、改めて来年度、第7回以降のワーキンググループにおいて御審議いただくことになろうかと考えております。

なお、必要に応じ、座長と相談の上、随時打ち合わせ会を開催することになりますので、あわせて御承知おきいただきたいと思っております。

本日、卵の評価書イメージについて概ね御了承いただけたと思っておりますので、今後、事務局では各ワーキンググループの議事ごとに知見を整理して、評価書案の作成を進めてまいります。

事務局の評価書案の整備に当たり、先生方に御相談することがあるかと思っておりますけれども、御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

なお、現時点では特に「アレルギー性」「摂食量」等の項につきましては、評価項目の数、参照する文献の数も多くて、知見の整理が難しい面もございますので、ワーキンググループでの検討の前に、御専門の委員の先生方の御助言を積極的にいただきたいと考えております。

以上です。

○丸井座長 ありがとうございます。

資料3-3ですけれども、今後の予定、現在の状況について御説明いただきました。

そうすると、第4回、次回は、評価書のやや具体的なところ、Ⅲの(1)の①から③あ

たり。どちらかというところ、余り細かいことが十分わかっていないところも残っているようなものですが、このあたりのところを議論する。そして、12月の第5回では「アレルギー性」、このあたりのところは既に小項目が立っているようなところで、具体的に中身も多いところだと思います。ですので、先ほども事務局からお話がありましたけれども、第5回、12月のワーキンググループでの議事、「アレルギー性」等の評価項目については、恐らくその前に食品分析などを御専門にする先生方を中心に、少し少人数で具体的な打ち合わせ会を持っていただいて、12月20日に全体でそれをまた検討するというので、全体がワーキンググループですけれども、作業班のような形で打ち合わせ会を開催していただければと思います。いかがでしょうか。お願いできますでしょうか。

まず、専門的な立場できちんとした議論をしていただいて、それを私たち全体で第5回に全体の枠組みの中にそれをちゃんとおさめるように置くという作業ができるのではないかと思います。それはお願いをさせていただくことにしたいと思います。また日程等があると思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

そういうような状況ですが、事務局のほうはいかがでしょう。

○本堂補佐 ありがとうございます。

それでは、「アレルギー性」「摂食量」等に関する審議は、12月20日の第5回ワーキンググループの前の適当な日時に、特に関係する先生方にお集まりいただきまして打ち合わせ会を開催したいと思います。

打ち合わせ会での御意見等につきましては、11月8日予定の第4回ワーキンググループにおいても可能な限り御紹介して、引き続き12月のワーキンググループでの審議に備えられればと思っております。

○丸井座長 どうもありがとうございました。

今日はほぼ2時間という予定でスタートしましたが、1時間半ほどで議論が済むということになりまして、御協力、本当にありがとうございました。

全体を通して先生方から、現状に関して、あるいはこれからについて何か御意見などがあればお伺いして、それで今日は終わりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。一部の先生方には、一、二回余計にお集まりいただくことになると思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局のほうからよろしいですか。何か最後に追加することは。

○本堂補佐 次回のワーキンググループは11月8日木曜日、午後2時からを予定しております。議事等、詳細につきましては、改めて連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○丸井座長 それでは、次回は11月8日14時からということですか。

今日は、御協力、どうもありがとうございました。これで閉じたいと思います。